

## **[事案 2021-99] 新契約無効等請求**

・令和5年4月13日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2021-100] [事案 2021-101] [事案 2021-102] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な行為等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成28年2月に終身保険2件(契約①②)、同年3月に入院保険(契約③)、平成29年4月に終身保険3件(契約④⑤⑥)を、乗合代理店を通じて契約し、同年9月に契約①②③を解約した。その後、平成30年10月にがん保険(契約⑦)、同年12月に医療保険2件(契約⑧⑨)を、乗合代理店を通じて契約した。しかし、以下等の理由により、契約①②③の既払込保険料と解約返戻金額との差額を損害賠償してほしい。また、契約④⑤⑥⑦⑧⑨を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①②③は、不利益事項を伝えられないまま募集人によって無断で解約され、かつ当該解約前後において別の契約に加入させられた。これは、保険業法300条1項4号違反である。
- (2) 契約④⑤⑥⑦⑧⑨は、募集人により無断で契約された。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①②③の解約請求書の筆跡は申立人のものであり、当社は解約手続完了のお知らせを送付している。また、解約による不利益についても、募集人は解約請求書を交付する際に伝えている。
- (2) 契約④⑤⑥⑦⑧⑨の申込書の筆跡は、いずれも申立人のものである。また、契約④⑤⑥に関しては、後日、申立人宅を訪問のうえ契約内容の確認をしており、契約⑦⑧⑨についても申込内容に特段不自然な点はないため、有効に成立している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および代理人弁護士、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は、個別の契約に関し、募集時の状況について事実認定を行うことは困難であるが、募集時の取扱いに不適切な点があった可能性が否定できないことから、紛争の早期解決の観点も踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、申立人の同意が得られなかったため、裁定手続を打ち切ることとした。